

# 財政に関する決議

2008年6月29日  
青年法律家協会弁護士学者合同部会  
第39回定時総会

## ＜提案理由＞

2007年度第4回拡大常任委員会での決定に基づき、総会に対し、次のとおり特別決議案を提案します。現行弁護士会員の年会費が20,000円であるところ、青年法律家協会弁護士学者合同部会規約第22条1項に基づき、14期以前の会員と若手会員を年会費17,000円とする内容です。これは、14期以前の会員と、若手会員の経済力を考慮したことが理由です。

ここで若手会員とは、登録後3年以内としております。もし特別決議案が可決されますと、今年2008年度からの適用となります。

今年度の場合、本年4月1日現在で登録後3年以内の期が対象となります。従って今年度の若手会員で17,000円の対象となるのは、58期、59期、60期、新60期となります。また、61期は今年の8月の弁護士登録で、下半期の会費徴収の対象になることから、61期も17,000円の対象となり、半期徴収ですから8,500円の会費となります。新61期については、11月登録ですので、支部で今年度の会費を徴収する場合は、61期と同様、やはり17,000円の対象者として8,500円の会費を徴収していただくこととなります（新61期については、実際上来年度からの徴収になることもあると思われます。）。

来年度は、59期、60期、新60期、61期、新61期が適用対象期となり、62期、新62期について上記と同様に考えていく、ということになり、58期が対象からはずれません。

運用について以上のようになるとご理解ください。その前提で、次の特別決議案について総会で検討していただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

## ＜財政に関する決議＞

青年法律家協会弁護士学者合同部会規約第22条第1項に基づき、14期までの弁護士会員、及び弁護士登録後加入した弁護士会員については3年度、会費を年額金17,000円とする。

### \*青年法律家協会弁護士学者合同部会規約第22条第1項

本部会費は、年額金20,000円とし、毎年6月、12月に金10,000円ずつ徴収する。但し、総会の決議により一部会員につき会費額、徴収方法につき特別の定めをすることができる。

以 上